



(左から) 地曳周嶺さん・未智さん・友理江さん・公伯さん

JBK FARM の地曳公伯（兄）さん、周嶺（弟）さん兄弟は、共に大学で農業を学び、生まれ育った万石地区で農業に従事する若手農家。公伯さんは、ブロッコリー、とうもろこし、長ねぎ、カリフラワー等の野菜類、周嶺さんは、マリーゴールド、球根類、アスター等の花卉類を栽培し、農業を通して木更津の魅力を伝えたいと考えています。

（公伯さん）栽培面積が一番広いのはブロッコリー。農業を始めた当時、国産品は少なく高収益作物としての需要が見込まれ開始した。とうもろこしは木更津市の主要品目の一で、市場やスーパー等への出荷以外に、自ら販売でき収益性の高いのも魅力。敷地内にJBK FARM の直売所を設け、妻が直売所の運営、マルシェ、宣伝等を行っている。おかげで、自分が納得のゆく野菜を作ることができ感謝している。何よりも、万石の農産物を地域の人々に食べてもらえ、農業を通して地域への関心を持ってもらうきっかけになっている。将来は、学生時代に専攻していた果樹栽培を行い、観光果樹園として地域の皆さんに愛される農家を目指している。

（周嶺さん）きっかけは、父親が花を栽培していたのを見て育ったこと。子供の頃から温室を遊び場としていたが、使われなくなった温室が荒れしていくのをなんとかしたいという思いもあった。花の市場価格が下落する中、成功する人の存在を知り、父から引継いで始めた。球根類を主体にし、南アフリカ原産のオーニソガラム等15品種の球根類を切花として東京大田市場や地元の花屋等に出荷している。中郷に井戸水が自噴する自作地があり、ゆくゆくは井戸水を使った園芸栽培を始めたい。

会長あいさつ



木更津市農業委員会 会長 杉山 孝

一日も早い復旧・復興を心から願っております。

本市農業を取り巻く状況は、昨年は異常気象による猛暑が続き、水不足に見舞われ、基幹作物である米にも影響を及ぼしました。

このような中で、「令和五年度木更津産米食味分析コンクール」が開催されたほか、新潟県中魚沼郡津南町で開催された「第二十五回米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in つな」では、都道県代表お米選手権の金賞に鈴木康元さん（下郡）が、小学校部門特別優秀賞に木更津市立鎌足小学校が受賞されました。この事は大変喜ばしく、本市の農業者のモチベーションアップに繋がるものと感じております。

農地を耕作する目的で売買・貸し借りする場合や、市街化調整区域内の農地を農地以外に転用（用途変更）する場合は、農業委員会または知事の許可が必要になりますので、事前に許可申請をしていただき、農業委員会総会で許可・審査をします。許可を受けずに売買や貸し借り、転用をしている場合は違反となりますので、必ず事前に許可申請をしてください。

委員会といたしましても大きな誇りであります。

令和六年度の総会日程

【農業委員会総会日程表】

総会開催予定日	許可申請書 提出期限
9回 4月8日（月曜）	3月18日（月曜）
10回 5月8日（水曜）	4月16日（火曜）
11回 6月7日（金曜）	5月16日（木曜）
12回 7月5日（金曜）	6月17日（月曜）
13回 8月6日（火曜）	7月16日（火曜）
14回 9月9日（月曜）	8月16日（金曜）
15回 10月8日（火曜）	9月17日（火曜）
16回 11月6日（水曜）	10月16日（水曜）
17回 12月9日（月曜）	11月18日（月曜）
18回 1月8日（水曜）	12月16日（月曜）
19回 2月7日（金曜）	1月16日（木曜）
20回 3月6日（木曜）	2月17日（月曜）

※総会開催日は変更になることがありますので、申請等がある場合は事務局にご確認ください。

農家の皆様には、日頃より農業委員会活動の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

昨年七月、第二十五期農業委員会の会長を仰せつかりました。新たに市長から任命された十八人の農業委員と農業委員会が委嘱した十九人の農地利用最適化推進委員とが連携・協力し、農業者の地位安定と地域農業の振興のため努力していく所存ですので、何卒よろしくお願ひいたします。

まずは、令和六年一月一日に発生した能登半島地震で亡くなられた方々に、心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。今もなお、大勢の方が避難生活を余儀なくされておりますが、被災地の

また、第二十期から第二十期まで五期十五年の間、農業委員会会長職を務められた安藤一男氏が、長年のご功績が認められ、令和五年十一月三日付をもつて旭日単光章の栄に浴されましたこと、農業

今後も、農業者が、将来に希望が持てるような地域作りのためにも、皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りまします。

地域計画を策定します！

地域計画策定の経緯

現在、農業者の高齢化や、荒廃農地の拡大により、地域農業を継続することが難しくなっています。今後、担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組みが、今まで以上に必要となります。

このような状況の中で、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は、令和5年から2年間で「地域計画」を策定することとなりました。

地域計画とは

○市内全域で、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です（市街化区域を除く）。地域農業の将来の在り方や、10年後に目指すべき将来の具体的な利用の姿を描いた農地の地図（目標地図）等を定めます。

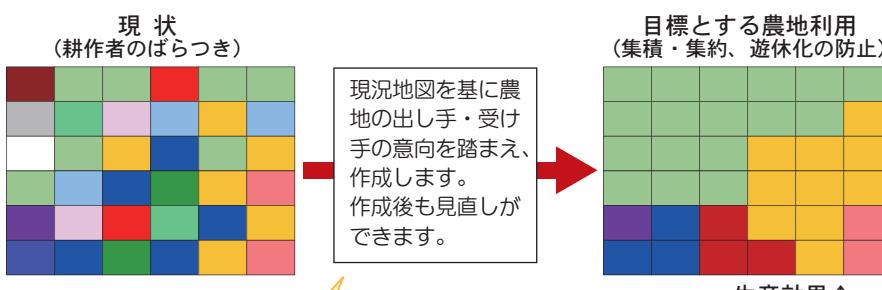
地域計画

地域農業の将来の在り方 地域農業者や関係機関などで協議

目標地図

アンケート調査・話し合いにより作成

目標地図のイメージ



【出し手の意向】
貸したい、売りたい… 等

【受け手の意向】
経営を拡大したい、ほ場整備したい… 等

目標地図とは？

10年後に誰がどの農地を耕作しているか、将来の農地利用の姿を関係者で協議し、農地の出し手・受け手の意向を反映して、地図上に落とし込んだものです。



円滑な地域計画策定のために、アンケート調査等へのご理解・ご協力をお願いいたします。

